子ども・子育て支援新制度に移行しない私立幼稚園通園に係る申請書提出のお知らせ

１．はじめに

本申請書は「教育・保育給付認定申請」、「子育てのための施設等利用給付認定申請」、「板橋区私立幼稚園等保護者補助金交付申請」の３つの申請を兼ねており、ご家庭の状況に応じて申請をしていただきます。

２．子育てのための施設等利用給付認定について

令和元年１０月１日より満３歳から５歳までの幼稚園、特別支援学校等を利用する子どもたちの利用料（入園料・保育料）が、月額上限 2.57 万円を上限として無償となりました。また、幼稚園等の預かり保育（※）を利用しており、「保育の必要性の認定」を受けた場合は、幼稚園等の利用に加え、利用日数に応じて預かり保育の利用料が月額最大 1.13 万円まで無償となります。（満３歳児は月額最大 1.63 万円まで）

※利用する幼稚園等の実施する預かり保育事業が、①平日、教育時間を含み提供時間数が８時間未満または②年間開所日数 200 日未満のいずれかに該当する場合は、認可外保育施設等の利用も施設等利用給付の対象とすることができます。対象施設に該当するか否かについては、施設の所在する自治体へご確認ください。

（１）認定種別について　※第２号・第３号認定は入園時以外の時期も随時申請が出来ます。

①満３歳児から５歳児クラスに入園予定の方　➡第１号認定を申請

②「保育を必要とする事由」に該当し、預かり保育を利用しているまたは利用予定の方

Ａ：３歳児から５歳児クラスに在園・入園予定の方　➡第２号認定を申請

Ｂ：満３歳児クラスに在園・入園予定（プレ保育は除く。）で区市町村民税非課税世帯の方　➡第３号認定を申請

※２歳児クラスの幼稚園型一時預かり事業の幼稚園型Ⅱを利用予定、満３歳児クラスの預かり保育を利用予定の保育の必要性がある区市町村民税課税世帯の園児は、保護者負担軽減補助金（預かり保育料分・一時預かり保育料分）の申請が可能です。

（２）保育を必要とする事由について

保育を必要とする事由とは、保育園を利用する場合と同等の要件です。保育の必要性の認定を受けるためには、保護者のいずれもが下記のいずれかに該当することが条件となります。また、保育の必要性の事由ごとに認定有効期間が定められています。

保育認定の事由	有効認定期間
就労（１か月に４８時間以上の労働を常態）	就労している期間（最長就学前まで）
妊娠・出産	出産予定月を中心に前後２か月の計５か月
求職中（起業準備を含む）	３か月
保護者の疾病・障がい、入院	治療に要する期間（最長就学前まで）
同居親族（申請園児を除く）の介護・看護	看護に要する期間（最長就学前まで）
就学（職業訓練を含む）	在学期間内（最長就学前まで）
火災等災害の復旧	各事由が生じている期間
虐待や DV のおそれがあること	保育を必要とする期間
育児休業取得時に既に幼稚園を利用していること	保育を必要とする期間
その他、保育をすることができないと認められる場合	保育を必要とする期間

（３）申請のながれ（新規申請・申請種別の変更・保育の必要性の事由変更等）

①申請書の記入　記入例を参照のうえ、申請書に必要事項を記入してください。

②添付書類の確認　申請種別・保育を必要とする事由に応じた添付書類をご用意ください。（４頁参照）

③幼稚園への提出　利用開始日までに申請書と添付書類を幼稚園に提出してください。

④認定通知書の交付　審査後、認定通知書を発行します。提示が必要となる場合がありますので、大切に保管してください。

3．各種補助金申請について（板橋区私立幼稚園等保護者補助金交付申請）

（1）補助対象者

補助金を受けることができる方は、以下をすべて満たしている必要があります。

①園児と同居する保護者で、板橋区に住民登録をしている方

②幼児が認可を受けた私立幼稚園等に通園または各種事業の利用をしていること

③幼児が補助金交付の対象年齢であること

上記①～③の要件に加え、補助金の種類によって補助対象者が異なります。詳細は下記「（2）補助金の種類と金額」をご確認ください。

（2）補助金の種類と金額

①入園料補助金［区補助］

75,000 円（上限）※入園した年度に１回のみ交付。所得制限なし。負担した額を限度とします。

※園児が入園した日（４月にあっては同月３０日まで）において、申請者が板橋区内に住所を有しており、他の自治体で同種の補助金の交付を受けていない場合に限ります。

②施設等利用費（保育料・入園料に対する補助）［国補助］

月額 25,700 円（上限）※負担した額を限度とします。

※保育料と入園料（入園料補助金を差し引いた額の月割）が補助対象経費となります。区市町村民税所得割額による補助金額の違いはありません。

③保護者負担軽減補助金（保育料・入園料に対する補助）［都補助・区補助］

月額 8,800 円～13,200 円（負担した額を限度とします）

※保育料と入園料（入園料補助金を差し引いた額の月割）が補助対象経費となります。所得制限はありませんが、家族構成・世帯の所得状況（区市町村民税額の合計）等により補助金額に違いがあります。

※所得のなかった方について、どなたの扶養にもなっていない場合は、税の申告が必要です。住民税の申告をしていない方には、原則補助金の交付ができません。必ず申告の上、ご申請ください。

令和８年度　施設等利用費(保育料・入園料分)・保護者負担軽減補助金　補助対象区分一覧

階層区分	保護者の区市町村民税額（合計）	第1子（月額上限）		第2子（月額上限）		第3子以降（月額上限）	
		施設等利用費	保護者負担軽減補助金	施設等利用費	保護者負担軽減補助金	施設等利用費	保護者負担軽減補助金
1	生活保護世帯 区市町村民税所得割非課税世帯のうち、ひとり親世帯等	25,700円	13,200円	25,700円	13,200円	25,700円	13,200円
2	区市町村民税非課税世帯 区市町村民税所得割課税額77,100円以下世帯のうち、ひとり親世帯等		10,200円		13,200円		13,200円
3	区市町村民税所得割課税額 77,100円以下の世帯		8,800円		8,800円		13,200円
4	区市町村民税所得割課税額 211,200円以下の世帯		8,800円		8,800円		12,600円
5	区市町村民税所得割課税額 256,300円以下の世帯		8,800円		8,800円		12,000円
6	区市町村民税所得割課税額 256,301円以上の世帯		8,800円		8,800円		8,800円

（A）第１子～第３子以降は、兄、姉の子どもの数で数えます。年齢制限はありません。（ただし生計を一にする者に限ります。）

（B）ひとり親世帯等とは、保護者または保護者と同一世帯の方が、以下に該当する世帯です

- 生活保護法の要保護者
- 配偶者のいない者で、現に児童を扶養している者
- 身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けた者及び特別児童扶養手当、国民年金の障がい基礎年金の受給者（在宅の者に限る。）
- 要介護認定を受けている被保険者
- その他要保護世帯に準ずる程度に困窮していると認められる世帯

（C）補助金額について

- 補助金は、保護者が支払った入園料・保育料が上限となります。
- 月途中で入園・転入・退園・転出した場合は日割りで支給します。
- 住民税の申告をしていない方には、補助金を交付できません。

④施設等利用費（預かり保育料・一時預かり保育料に対する補助）［国補助］

第２号認定の方：日額単価　450 円×利用日数（月額 11,300 円まで）

第３号認定の方：日額単価　450 円×利用日数（月額 16,300 円まで）（幼稚園型Ⅱは月額 42,000 円まで）

＊通園している幼稚園が預かり保育を実施していない場合や、預かり保育が十分な水準ではない場合（教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間が８時間未満または開所日数２００日未満）に限り、認可外保育施設等の利用も無償化の対象となります。

⑤保護者負担軽減補助金（預かり保育料・一時預かり保育料に対する補助）[都補助]

満３歳児：日額単価　450 円×利用日数（月額 16,300 円まで）２歳児：月額 42,000 円まで

２歳児クラス（幼稚園型一時預かり事業の幼稚園型Ⅱ実施園に限る。幼稚園が独自に実施するプレ保育は除く。）や満３歳児クラスに通う、保育の必要性がある区市町村民税課税世帯の方が対象です。

＊１　通園している幼稚園が預かり保育を実施していない場合や、預かり保育が十分な水準ではない場合（教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間が８時間未満または開所日数２００日未満）に限り、在籍園以外の幼稚園型一時預かり事業の利用も無償化の対象となります。

＊２　幼稚園型一時預かり事業の幼稚園型Ⅱを利用する保育の必要性がある世帯は、課税状況・園児の兄・姉の数に関わらず、教育・保育給付第３号認定の対象となります。

⑥副食費に係る補足給付補助金（副食費に対する補助）[国補助]

園児１人あたり月額 4,900 円（上限）

以下のＡまたはＢに該当する世帯の方は、幼稚園等の給食費のうち副食費（おかず代・牛乳代）が補助されます。

Ａ　世帯の区市町村民税所得割合算額が 77,101 円未満である場合

Ｂ　所得に限らず第３子（または第３子以降）の子どもである場合　**※小学校３年生までの子どもの数で数えます。**

※所得のない方について、どなたの扶養にもなっていない場合は、税の申告が必要です。住民税の申告をしていない方には、原則補助金の交付ができません。必ず申告の上、ご申請ください。

⑦多様な他者との関わりの機会創出事業利用料助成[都補助]

★実施園や申請・請求方法は板橋区ホームページで公開しています。詳細は４頁をご確認ください。

対象者：当事業を利用する未就園児（0～2 歳児）

生活保護世帯：日額 3,000 円×利用日数分　区市町村民税非課税世帯：日額 2,400 円×利用日数分

区市町村民税所得割額 77,100 円以下世帯：日額 2,100 円×利用日数分

要支援児がいる世帯：実費負担額　区市町村民税課税世帯：月額 44,000 円

〇生活保護要件は、利用月１日時点で生活保護を受給している必要があります。

〇要支援児童等とは、児童福祉法第６条の３で規定する要保護児童及び要支援児童と、児童相談所等の関係機関が連携して支援する必要がある児童です。

〇③施設等利用費や④保護者負担軽減補助金の対象となる方は、申請できませんのでご了承ください。

４．補助金等の交付時期・支給方法・申請期限について

審査の結果、補助金等の交付が決定した場合は、以下の時期に交付します。（前期：４月～８月、後期：９月～翌３月）

①入園料補助金：９月中旬（途中入園者は申請の翌月以降随時対応）・償還払い

②施設等利用費・保護者負担軽減補助金（保育料・入園料分）：

前期分１１月下旬、後期分翌４月下旬・代理受領または償還払い

③施設等利用費・保護者負担軽減補助金（預かり保育料分・一時預かり保育料分）：

前期分１１月下旬、後期分翌５月下旬・償還払い

④副食費に係る補足給付補助金：前期分１１月下旬、後期分翌５月下旬・償還払い

⑤多様な他者との関わりの機会の創出事業：前期分 11 月下旬、後期分翌年 5 月下旬・償還払い

〇代理受領とは、保護者に代わり板橋区が幼稚園等へ 直接利用料を支払う方式です。償還払いとは、保護者が利用料を負担した後、板橋区が保護者へ補助金等を支給する方式です。

〇保護者負担軽減補助金（保育料分）の支給方法は、園によって異なります。詳しくは通園予定の園もしくは学務課幼稚園係へお問い合わせください。

【補助金の最終申請期限について】

令和８年度の補助金最終申請期限は令和９年３月１２日（金）必着となりますのでご注意ください。

５．注意事項

申請内容に変更が生じた場合は、速やかに学務課幼稚園係まで申し出てください。

例：就労状況の変更（退職・転職・勤務日数の変更等）、世帯構成員の変更（婚姻や離婚等）、振込口座の変更）

６．添付書類について

（１）保育の必要性の認定に必要な書類

保護者の事由		必要な書類
就労 （月48時間以上）	勤務している方・就労内定している方・育休中の方	就労証明書　※該当する父母ともに必要です。板橋区のホームページに様式を掲載しています。自営業の方は、開業届、営業許可証、確定申告等の自営業の根拠資料も必要です。育休中の方は、取得期間・復職予定日の記載が必要です。
出産	出産予定の方	母子健康手帳の写し（表紙と分娩予定日がわかるページ）
傷病	病気の方	診断書（病名・病状と保育できない状況を証明するもの）
障がい	心身に障害がある方	身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳等の写し
介護・看護 （タイムスケジュールの申告も必要です。）	臥床者の方	診断書又は要介護２以上（在宅介護のみ）の介護保険被保険者証の写し
	重度心身障害の方	重度心身障害者手当受給者証、身体障害者手帳１・２級、精神障害者保健福祉手帳１・２・３級、愛の手帳１・２・３度のいずれかの写し
	通所・通院・入院の付き添いの方	領収書・通所証明書類・入院計画書等のいずれかの写し
就学	学生の方・職業訓練の方	学生証（発行前の場合は在学証明書）・カリキュラムの写し
求職活動	求職中の方	求職活動申告書　※板橋区ホームページに様式を掲載しています。
その他		必要な書類
父または母が外国籍の方		在留カードの両面の写し

（２）ひとり親世帯等に該当する方

①	要保護者の方	生活保護受給者証明書
②	配偶者のない方で現に児童を扶養している方	戸籍謄本または児童扶養手当証書やマル親医療証の写し 離婚後１年以内の場合は離婚日が分かる書類（戸籍謄本、離婚届受理証明書の写し）、離婚調停中の場合は調停期日通知書の写し
③	身体障害者手帳の交付を受けた方	身体障害者手帳の写し
④	療育手帳の交付を受けた方	療育手帳の写し
⑤	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方	精神障害者保健福祉手帳の写し
⑥	特別児童扶養手当の支給対象児童の方	特別児童扶養手当受給者証明書の写し
⑦	国民年金の障害基礎年金を受給している方	年金証書の写し
⑧	要介護認定を受けている被保険者の方	介護保険証の写し
⑨	その他板橋区長が認める方	個別にご相談ください。

（３）その他、世帯の状況に応じて必要となる書類

①	世帯員の中に板橋区に住民票がない方がいる場合（単身赴任等）	区市町村民税課税（非課税）証明書（令和７年度分・令和８年度分）
②	令和７年１月１日時点で住所が国外にあった方	勤務先発行の令和６年中（令和６年１月１日から１２月３１日まで）の国内外合わせた総収入を記載した所得証明書
③	令和８年１月１日時点で住所が国外にあった方	勤務先発行の令和７年中（令和７年１月１日から１２月３１日まで）の国内外合わせた総収入を記載した所得証明書

※１月１日時点で板橋区に住民登録がないなどの理由があり、区で税の確認が取れない場合は、マイナンバーを利用して課税地に情報連携を行います。マイナンバーでの確認が取れない場合も上記の書類が必要になることがございます。DV で避難している等のご事情があり、課税地への情報連携を希望しない場合は、申請書のご提出前に下記問合せ先までご連絡ください。

《お問合せ先》板橋区教育委員会事務局学務課幼稚園係
〒１７３－８５０１板橋区板橋二丁目６６番１号板橋区役所
６階⑭番窓口 電話：03-3579-2613 FAX：03-3579-4214

幼稚園に関する情報は、区のホームページで公開しています。

①幼児教育無償化について
ページ番号：1004116

②多様な他者事業について
ページ番号：1053762